

## 難聴児補聴器購入費助成

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度である難聴児の補聴器購入費の一部を助成します。

- 対象：市内に住所を有し、両耳の聴力レベルが25デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない児童
- 助成額：基準額と補聴器購入費を比較して少ない方の額の3分の2（千円未満切り捨て）
- その他：事前に上記の問い合わせ先までご相談ください。

## 心身障害者扶養共済

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

障がいのある児童を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある児童に終身一定額の年金を支給します。

- その他：加入できる保護者等の要件、手続きなど詳細は上記までお問い合わせください。

## その他の支援サービス・助成

### <小児慢性特定疾病児童等への日常生活用具の給付>

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1112

小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。

- 対象：小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている児童
- その他：用具の種類や条件、手続きなど詳細はお問い合わせください。

### <補装具費の支給>

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

身体障がいのある児童の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にする補装具の購入、修理または借受け（座位保持いす等）に対して補装具費を支給します。

- 補装具の種類：
  - 視覚障害（視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡）○聴覚障害（補聴器）
  - 肢体不自由（義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、一本つえを除く歩行補助つえ、排便補助具、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具等）